

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
行政機関等の名称	東久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の身分関係を登録、公証するため	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 生年月日、5 続柄、6 戸籍の身分事項	
記録範囲	東久留米市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人からの戸籍届出、他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省、税務署、保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、戸籍法に基づき戸籍謄抄本の交付請求ができます	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1 から 6 までの各記録項目の内容については、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 113 条等に基づき訂正申請ができます。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日